

広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領新旧対照表

改 正	現 行												
<p>第1 (省略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1 研修の内容 研修の内容は、要綱第2条第1項に定めるとおりとする。</p> <p>2 受講対象者 受講対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）</td> <td>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者<u>若しくは</u>障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者<u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</td> <td>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者<u>若しくは</u>障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者<u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>(様式省略)</p>	内容	受講対象者	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>	<p>第1 (省略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1 研修の内容 研修の内容は、要綱第2条第1項に定めるとおりとする。</p> <p>2 受講対象者 受講対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）</td> <td>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは</u>今後従事する予定のある者<u>又は</u>障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</td> </tr> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</td> <td>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは</u>今後従事する予定のある者<u>又は</u>障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p> <p>(様式省略)</p>	内容	受講対象者	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。
内容	受講対象者												
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>												
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>												
内容	受講対象者												
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。												
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。												